

第3条【返金制度】

- 1 求職者が就業した後、当該求職者の責に帰すべき事由により、以下に定める期間内に退職した場合、甲は7日以内に乙に、退社確認書を以て報告するものとし、かかる場合、以下に定める返金表に基づき紹介手数料の返金を行うものとする。

◆返金表

入社後 1 か月以内の退職	50%
入社後 3 か月以内の退職	30%
入社後 6 か月以内の退職	10%

- 2 本条第1項にかかわらず、求職者が、甲の提示した採用条件と実際の労働条件が異なるため退職に至った場合、その他甲の責に帰すべき事由により退職に至った場合、紹介手数料は返金しない。なお、当該退職が甲による紹介手数料の支払い前であっても、甲の紹介手数料支払い債務は消滅しないものとする。